

## 筑波山地域ジオパーク推進協議会後援名義使用承認事務取扱要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、筑波山地域ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）の後援名義（以下「後援名義」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (後援名義)

第2条 この要項において、「後援名義」とは、協議会以外の者が主催して行う協議会の推進する事務、事業に沿ったもので、教育、芸術・文化、スポーツ若しくは産業の振興又は福祉の増進に寄与する目的を有する事業（以下「後援対象事業」という。）に対し、「筑波山地域ジオパーク推進協議会」の名義をもって後援する旨を表記することをいう。

### (申請)

第3条 後援名義を使用しようとする事業の主催者（以下「主催者」という。）は、原則として後援名義を使用しようとする日の1か月前までに、筑波山地域ジオパーク推進協議会後援名義使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて協議会の会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

- (1) 主催者の組織を明確にできる書類
- (2) 主催者の主たる構成員の住所、氏名及び役職名等を明らかにする書類
- (3) 事業の概要が確認できる書類
- (4) 事業に要する経費の内訳が確認できる書類
- (5) その他会長が必要と認める書類

### (承認の要件)

第4条 主催者及び事業の内容が次に掲げる要件を満たすと会長が認めたものについて、後援名義の使用を承認するものとする。

- (1) 主催者は、次のいずれかに該当するものであること。

ア 国、公共団体又は公共的団体

イ 公益法人又はこれに準じる団体

ウ 新聞社（日刊紙を発行するものに限る。）、ラジオ局、テレビ局その他の報道機関

エ その他会長が認めるもの

(2) 事業が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 後援対象事業であること。

イ 市民が自由に参加できるものであること。

ウ 入場料、参加費用等について参加者に対し負担を求める場合は、事業の運営に係る必要最小限の経費で、その額が明確であること。

エ 申請事業の開催は、公衆衛生、安全対策等について必要かつ十分な設備及び措置が講じられていること。

オ 原則として、石岡市、笠間市、つくば市、桜川市、土浦市、かすみがうら市内において開催される事業であること。

(承認)

第5条 会長は、後援名義の使用を承認したときは、主催者に対し、後援名義使用について必要な条件を付して、筑波山地域ジオパーク推進協議会后援名義使用承認通知書（様式第2号）により通知する。

(不承認)

第6条 会長は、事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援名義の使用を承認しないことができる。

(1) 事業が、協議会の行政運営に支障を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。

(2) 主催者（団体にあつては、団体の主たる構成員）が、市に対し、つくば市不当要求行為対策要綱（平成16年つくば市告示第103号）第2条で定める行為をしたことがあるとき。

(3) 事業が、私的な利益を目的の一つとしているとき。

(4) 事業が、公序良俗に反し、社会的非難を受けるおそれがあるとき。

(5) 事業において、特定の宗教のための活動又はその他の宗教的活動をするおそれがあるとき。

(6) 事業において、特定の政治家、政党又は政治活動を支持し、若しくは反対するための活動又はその他の政治的活動をするおそれがあるとき。

(7) 事業が、私人の利害得失等に係る相談等に関するものであるとき。ただし、行政書士会、司法書士会、弁護士会等が主催する場合を除く。

2 会長は、後援名義使用について不承認としたときは、筑波山地域ジオパーク推進協議会后援名義使用不承認通知書（様式第3号）により、承認しない理由を付して主催者に通知するものとする。

（事業内容変更等の申請）

第7条 第5条の承認を受けた主催者が、承認を受けた事業を中止し、又はその内容を変更しようとするときは、速やかに筑波山地域ジオパーク推進協議会后援名義使用内容変更等申請書（様式第4号）を会長に提出するものとする。

（承認の取消し）

第8条 会長は、主催者又は事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義使用の承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な方法により後援名義の承認を受けたとき。

(2) 第4条に定める要件に反する事項が判明したとき。

(3) 第5条の規定に基づいて付した条件に違反したとき。

（報告書の提出）

第9条 後援名義使用の承認を受けた者は、当該承認に係る事業終了後1か月以内に、筑波山地域ジオパーク推進協議会后援名義使用事業実施報告書（様式第5号）に必要な書類を添付して、会長に提出するものとする。

附 則

この要項は、平成29年8月23日から適用する。

附 則（令和2年3月一部改正）

この要項は、令和2年4月1日から適用する。